

年金から介護保険料が天引きされている方へ

平成22年度 介護保険特別徴収通知書 を発送します

65歳以上の方の介護保険料については、原則として年金の定期支払い（年6回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

※ただし、次のことに該当する方については年金から差し引かれません。

- 1) 年度の途中で65歳に到達したとき
- 2) 年度の途中で他の市町村から転入したとき、他の市町村へ転出したとき
- 3) 年度の途中で所得段階の区分が変更となったときなど

10月上旬に左のとおり介護保険料特別徴収通知書を発送します。

通知書には次のことが記載されています。

①平成22年度の介護保険料（年）額

②平成22年度の介護保険料のうち、10月から2月までの年

金で納めていただく保険料額（残りの保険料については、4月から8月までの年金で納入済みです。）

③平成22年度の介護保険料のうち、4月から8月までの年金で納めていただいた保険料額

④平成22年度の介護保険料のうち、10月から2月までの年

金で納めていただく保険料額（②と同じです。）

⑤来年の4月から8月までの年金から納めていただく仮徴収分の保険料額（平成23年度の介護保険料となります。）

第4段階の方の場合

(1ページ目)

平成22年度 介護保険特別徴収通知書

平成22年10月 日

〒059-1501
早来大町 95 番地

平成22年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。なお、この保険料を年金から特別徴収します。また、平成23年度分の介護保険料（仮徴収分）を年金から特別徴収しますので通知します。

安平 太郎 様

安平町長
瀧 孝



被保険者番号	
特別徴収義務	厚生労働大臣
特別徴収年金	老齢基礎年金

今年度年金から収めていただく保険料額	① 41,160円
--------------------	-----------

(内 訳) ②

年金支払月	10月	12月	2月
本徴収保険料	7,060円	7,000円	7,000円

【問い合わせ先】
安平町役場 健康福祉課
TEL0145-25-4555

期別保険料額 (2ページ目)

被保険者番号	被保険者氏名	安平 太郎
--------	--------	-------

平成22年度			
③ 仮徴収済額(4月1日～9月30日)		④ 本徴収額(10月1日～3月31日)	
年金支払月	保険料額	年金支払月	保険料額
平成22年 4月	6,700円	平成22年 10月	7,060円
平成22年 6月	6,700円	平成22年 12月	7,000円
平成22年 8月	6,700円	平成23年 2月	7,000円
合 計	20,100円	合 計	21,060円

平成23年度	
⑤ 仮徴収額(4月1日～9月30日)	
年金支払月	保険料額
平成23年 4月	7,000円
平成23年 6月	7,000円
平成23年 8月	7,000円
合 計	21,000円

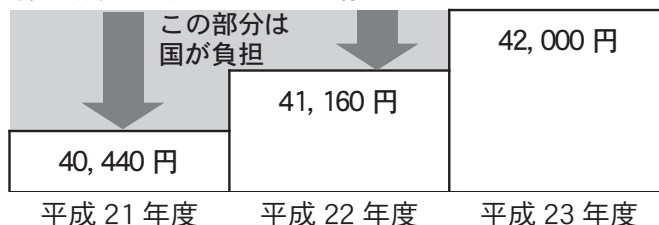
上記特別徴収以外に③、介護保険料の算定基礎②普通徴収保険料額がある場合には、別途納付書より納付が必要です。

※本徴収額は、年間保険料から普通徴収保険料額及び仮徴収額を差し引いた額です。年金の支払回数で除して得た額に100円未満の端数が生じた場合には、10月分に合算されます。

※仮徴収とは、年間保険料額を平準化するために行ないます。仮徴収額は、前年度2月に納めていただいた保険料額と同額になります。

問合せ 健康福祉課 保険医療
室 介護保険グループ
☎ 25 4555

(例) 第4段階に該当する方の場合



※介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定に伴い、保険料は上昇しますが、その上昇分を国が負担しています。